

# 【事業者向け】駒ヶ根市運送事業者等事業継続応援事業のご案内

## 1. 目的

駒ヶ根市では、地域経済を支える重要な社会インフラである地域生活交通や物流を維持するため、物価高騰により経営に影響を受けている市内の運送事業者等の皆さんに対し、以下の通り、応援金を交付します（国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金活用事業）。

## 2. 対象事業者

市内に事業所（本店又は営業所）を有する中小企業（みなしだ企業は除く）、または市内に住民登録がある個人事業主であり、以下の事業を営む事業者が対象です。

対象事業者	対象要件
<b>バス事業者 タクシー事業者</b>	<ul style="list-style-type: none"><li>市内に本社または営業所がある「路線バス運行事業者」</li><li>市内に本社がある「貸切バス事業者」</li><li>市内に本社がある「タクシー事業者」</li></ul>
<b>貨物運送事業者</b>	<ul style="list-style-type: none"><li>市内に本社または営業所がある「一般貨物自動車運送事業」、 または「貨物軽自動車運送事業」を営む事業者 ※個人事業主の場合は、市内に住民登録があること。</li></ul>
<b>運転代行業者</b>	<ul style="list-style-type: none"><li>市内に本社がある運転代行業者</li></ul>

※市税を滞納していないこと。また、暴力団等に関与していないこと。

## 3. 応援金額

事業者の区分	応援金額
<b>路線バス事業者、貸切バス事業者、一般貨物自動車運送事業者</b>	50,000 円／1台
<b>タクシー事業者、運転代行業者、貨物軽自動車運送事業者</b>	30,000 円／1台

※補助上限台数：1事業者 60台まで。

## 4. 対象車両

令和8年2月1日時点で所有またはリース契約し、以下の「事業者の区分」に記載した対象要件すべてに該当する車両が対象です。

事業者の区分	対象要件（申請日以降も事業で使用する車両のみ）
<b>路線バス事業者</b>	<ul style="list-style-type: none"><li>車検証に「事業用」として登録されている車両</li><li>使用の本拠の位置が「駒ヶ根市」である車両 ※営業所を置く事業者は、事業計画に定める車両</li></ul>
<b>貸切バス事業者</b>	<ul style="list-style-type: none"><li>車検証に「事業用」として登録されている車両</li></ul>
<b>タクシー事業者</b>	<ul style="list-style-type: none"><li>車検証に「事業用」として登録されている車両</li></ul>
<b>貨物運送事業者</b>	<ul style="list-style-type: none"><li>車検証に「事業用」として登録されている車両</li><li>使用の本拠の位置が「駒ヶ根市」である車両</li></ul>
<b>運転代行業者</b>	<ul style="list-style-type: none"><li>随伴自動車の表示等がある車両</li><li>使用の本拠の位置が「駒ヶ根市」である車両</li></ul>

※事業を行うために必要な許可を受けている、または届出等のすべてを行っていること。

※現在業務で使用しており、車検証の有効期間満了の日が、申請日以降であること。

※被けん引自動車、靈きゅう、一般廃棄物、島しょである自動車、二輪の自動車を除く。

## 5. 申請期間

令和8年2月2日（月）～令和8年3月6日（金）必着

※1事業者につき1回限り申請可。

## 6. 申請書類

以下の①～⑦の書類を商工観光課工業係へ提出（持参または郵送）してください。

申請書類	
①	応援金交付申請書（様式第1号）
②	誓約書兼同意書（様式第2号）
③	事業に関する許認可または届出書等の写し 自動車運送事業許可書、貨物軽自動車運送事業経営届出書、公安委員会認定書など
④	市内に事業所を有し、事業活動を営んでいることが確認できる書類の写し 法人：直近の確定申告書、法人事業概況説明書、登記簿事項証明書 等 個人：直近の確定申告書、所得税青色申告決算書 等
⑤	対象車両の車検証の写し 事業用自動車と、使用の本拠の位置（駒ヶ根市であること）が確認できるもの。 ※運転代行事業者は、車検証のほか、随伴車両の表示等が確認できる書類を添付。
⑥	市内に住民登録があることを確認できる書類の写し（個人事業主のみ） 自動車運転免許証、マイナンバーカード など
⑦	応援金振込口座を確認できる書類の写し 通帳の写し など（当座の場合、金融機関や口座番号等が確認できるもの。） ※申請者と同一名義の口座とし、法人は代表者等の個人名義の口座不可。

※申請様式は、駒ヶ根市ホームページからダウンロードまたは申請窓口で受け取ることができます。

## 8. 申請窓口・問い合わせ先

窓 口：駒ヶ根市役所 商工観光課 工業係（本庁舎1階）

受付時間：平日 午前8時30分～午後5時15分（土日祝日を除く）

住 所：〒399-4192 駒ヶ根市赤須町20番1号

電 話：0265-83-2111（内線433）、E-Mail：kogyo@city.komagane.lg.jp